

「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について（案）

平成 29 年 12 月 6 日

日本証券業協会

I. 改正の趣旨

金融庁では、去る平成 28 年 4 月 28 日にアジア地域ファンド・パスポート（以下「ARFP」という。）の協力覚書（以下「MOC」という。）に署名を行い、同年 6 月 30 日に MOC が発効され、ARFP 参加各国においては、本年 12 月 31 日までに ARFP についての国内制度整備を行うこととされている。

ARFP ルール¹では、ARFP の枠組みに基づき運用することを目的とする外国投資信託証券（以下「ARFP ファンド」という。）を輸入する際は、当該ファンドの ARFP ルールへの適合状況についてホスト国（輸入国）においても認証を行うこととなっている。日本においては、認証プロセスのなかで、適合状況の確認を代行協会が行うスキームとすることから、ARFP ファンド専用の選別基準（以下「ARFP 選別基準」という。）を新設することとする。

II. 改正の骨子

1. ARFP 選別基準の新設

ARFP 選別基準を新設し、ARFP ファンドを国内で販売する場合は ARFP 選別基準に適合しなければならないこととする。（第 16 条第 1 項第 3 号及び第 2 項、第 17 条第 1 項第 3 号及び第 2 項）

2. その他

（1） 適合状況に係る確認書の明確化

販売開始時に、実務上代行協会から提出を受けている選別基準への適合状況に係る「確認書」について、規則上明確化する。（第 18 条第 1 項）

（2） 運用報告書に係る電子交付義務の見直し

投資信託及び投資法人に関する法律に規定されている運用報告書の電子交付については、本規則の対象としないこととする。（第 21 条第 3 項、第 32 条第 1 項第 5 号及び第 6 号）

（3） その他

規則の明確化や表現の統一の観点から、所要の改正を行う。（第 3 条第 6 項第 10 号、第 16 条第 1 項第 12 号、第 17 条第 1 項第 10 号、第 22 条第 1 項、第 32 条第 1 項第 8 号）

III. 施行の時期

この改正は、平成 29 年 12 月 29 日から施行する。

¹ MOC で規定する基準をいう。

パブリックコメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：平成 29 年 12 月 6 日（水）から平成 29 年 12 月 19 日（火）17:00 まで
（必着）（「Ⅰ．改正の趣旨」に記載のとおり、MOC では本年 12 月 31 日までに ARFP についての国内制度整備を行うこととされております。関係機関の制度整備の状況を踏まえ、パブリックコメントの募集期間が通常より短期間（14 日間）となっておりますので、御留意ください。）

② 提出方法：郵便又は本協会 Web サイト経由により下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

日本証券業協会 公社債・金融商品部 宛

本協会 Web サイト経由の場合：

<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=11>

(2) 意見の記入要領

次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

- ① 氏名又は名称
- ② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）
- ③ 法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）
- ④ 意見の該当箇所
- ⑤ 意見
- ⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 公社債・金融商品部 （TEL 03-3667-8514）

以 上

「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について（案）

平成 29 年 12 月 6 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（契約の締結） 第3条 （ 現行どおり ） 6 第2項の約款には、次の各号に掲げる内容を定めなければならない。ただし、協会の業務内容等に鑑み、あらかじめ顧客との間で契約を締結する必要のない場合にはこの限りでない。 10 協会又は外国投資信託証券の発行者は、当該協会が顧客から保管の委託を受けた外国投資信託証券に係る決算報告書（<u>投信法第59条の規定において準用する同法第14条に規定する運用報告書及び運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面（以下「運用報告書等」という。）を含む。</u>）その他の書類（以下「決算報告書等」という。）を、当該顧客に送付すること（<u>法令等により顧客への送付が不要とされる場合を除く。</u>）。 （外国投資信託受益証券の選別基準） 第16条 （ 現行どおり ） 3 国内における代理人の指定 管理会社の代理人（管理会社から国内における一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任された個人又は法人をいう。<u>以下同じ。</u>）が国内に設置されているものであること。この場合において、当該代理人は第5号の代行協会（外国投資信託証券（当該協会が選別基準に適合していることを確認したものに限る。）の指定会社であって、当該外国投資信託証券の発行者又は現地の引受会社との契約により第21条の業務を当該外国投資信託証券の発行者に代って国内で行う協会員をいう。以下同じ。）が兼務することを妨げない。 12 不適切取引の禁止 管理会社が自己又は外国投資信託受益証券の受益者以外の第三者の利益をはかる目的で行う取引等、受益者の保護に欠	（契約の締結） 第3条 （ 省 略 ） 6 （ 同 左 ） 10 協会又は外国投資信託証券の発行者は、当該協会が顧客から保管の委託を受けた外国投資信託証券に係る決算報告書その他の書類（<u>法令等により顧客への送付が不要とされるものを除く。</u>）を、当該顧客に送付すること。 （外国投資信託受益証券の選別基準） 第16条 （ 省 略 ） 3 国内における代理人の指定 管理会社の代理人（管理会社から国内における一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任された個人又は法人をいう。）が国内に設置されているものであること。この場合において、当該代理人は第5号の代行協会（外国投資信託証券（当該協会が選別基準に適合していることを確認したものに限る。）の指定会社であって、当該外国投資信託証券の発行者又は現地の引受会社との契約により第21条の業務を当該外国投資信託証券の発行者に代って国内で行う協会員をいう。以下同じ。）が兼務することを妨げない。 12 不適切取引の禁止 管理会社が自己又は当該投資信託証券の受益者以外の第三者の利益をはかる目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、

改 正 案	現 行
け、若しくは投資信託財産の運用の適正を害する取引を禁止するものであること。 2 <u>前項の規定にかかわらず、アジア地域ファンド・パスポート（以下「ARFP」という。）の枠組みに基づき運用することを目的とする外国投資信託受益証券の選別基準は、次の各号に掲げる事項とする。</u> 1 <u>ARFPルールへの適合</u> <u>ARFPの枠組みで定められた要件（以下「ARFPルール」という。）を満たしていること。</u> 2 <u>国内における代理人の指定</u> <u>管理会社の代理人が国内に設置されているものであること。この場合において、当該代理人は代行協会員が兼務することを妨げない。</u> 3 <u>裁判管轄権</u> <u>我が国の投資者が取得した外国投資信託受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権が我が国に属することが明らかなものであること。</u> 4 <u>代行協会員の設置</u> <u>代行協会員が国内に設置されているものであること。</u> 5 <u>不適切取引の禁止</u> <u>管理会社が自己又は外国投資信託受益証券の受益者以外の第三者の利益をはかる目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、若しくは投資信託財産の運用の適正を害する取引を禁止するものであること。</u> 6 <u>経営者の変更</u> <u>管理会社の役員の変更について、監督当局、投資者又は受託者の承諾等を要するものであること。</u> （外国投資証券の選別基準） 第17条 （ 現行どおり ） 3 国内における代理人の指定 外国投資法人の代理人（外国投資法人から国内における一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任された個人又は法人をいう。<u>以下同じ。</u>）が国内に設置されているものであること。この場合にお	若しくは投資信託財産の運用の適正を害する取引を禁止するものであること。 （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） （外国投資証券の選別基準） 第17条 （ 省 略 ） 3 国内における代理人の指定 外国投資法人の代理人（外国投資法人から国内における一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任された個人又は法人をいう。）が国内に設置されているものであること。この場合において、当該

改 正 案	現 行
いて、当該代理人は代行協会員が兼務することを妨げない。 10 不適切取引の禁止 運用会社が自己又は第三者の利益をはかる目的で行う取引等、投資主の保護に欠け、若しくは外国投資法人の資産の運用の適正を害する取引を禁止するものであること。 2 <u>前項の規定にかかわらず、ARFPの枠組みに基づき運用することを目的とする外国投資証券の選別基準は、次の各号に掲げる事項とする。</u> 1 <u>ARFPルールへの適合</u> <u>ARFPルールを満たしていること。</u> 2 <u>国内における代理人の指定</u> <u>外国投資法人の代理人が国内に設置されているものであること。この場合において、当該代理人は代行協会員が兼務することを妨げない。</u> 3 <u>裁判管轄権</u> <u>我が国の投資者が取得した外国投資証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権が我が国に属することが明らかなものであること。</u> 4 <u>代行協会員の設置</u> <u>代行協会員が国内に設置されているものであること。</u> 5 <u>自己証券の取得禁止</u> <u>外国投資法人が、自ら発行した外国投資証券を取得するものでないこと。</u> 6 <u>不適切取引の禁止</u> <u>運用会社が自己又は第三者の利益をはかる目的で行う取引等、投資主の保護に欠け、若しくは外国投資法人の資産の運用の適正を害する取引を禁止するものであること。</u> 7 <u>経営者の変更</u> <u>外国投資法人の役員の変更について、監督当局、投資者又は受託者の承諾等を要するものであること。</u> (販売開始の届出等) 第18条 代行協会員は、当該外国投資信託証券について別に定める様式により作成した「外国投資信託証券取扱届出書」、<u>選別基準への適合状況に係る「確認書」</u>	代理人は代行協会員が兼務することを妨げない。 10 不適切取引の禁止 運用会社が自己又は第三者の利益をはかる目的で行う取引等、投資主の保護に欠け、若しくは投資法人の資産の運用の適正を害する取引を禁止するものであること。 (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (販売開始の届出等) 第18条 代行協会員は、当該外国投資信託証券について別に定める様式により作成した「外国投資信託証券取扱届出書」及び当該締結した契約書の写しその他本協

改 正 案	現 行
及び代行協会員契約に係る契約書の写し その他本協会が必要と認める書類を本協会に提出しなければならない。 2 (現行どおり) (資料の送付等) 第 21 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 代行協会員は、代行業務に係る外国投資信託証券に関する決算報告書等を、当該外国投資信託証券を顧客に販売した協会員に送付しなければならない。 4 (現行どおり) (資料の公開) 第 22 条 外国投資信託証券を顧客に販売した協会員は、<u>決算報告書等</u>を顧客に送付しなければならない。ただし、外国投資信託証券の発行者が決算報告書等を顧客に送付した場合又は当該外国投資信託証券の代行協会員若しくは当該外国投資信託証券を顧客に販売した他の協会員が<u>決算報告書等</u>を第 32 条第 1 項に規定する方法により顧客に提供した場合は、この限りでない。 2・3 (現行どおり) (電磁的方法による書面の交付等) 第 32 条 協会員は、次に掲げる書面の交付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」(以下「書面電磁的提供等規則」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使	会が必要と認める書類を本協会に提出しなければならない。 2 (省 略) (資料の送付等) 第 21 条 (省 略) 2 (省 略) 3 代行協会員は、代行業務に係る外国投資信託証券に関する決算報告書<u>(投信法第59条の規定において準用する同法第14条に規定する運用報告書及び運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面を含む。以下同じ。)</u>その他の書類を、当該外国投資信託証券を顧客に販売した協会員に送付しなければならない。<u>ただし、運用報告書については、第32条第1項に規定する方法により当該運用報告書が顧客に提供された場合にあっては、当該運用報告書について請求があった場合に当該協会員に対し送付するものとする。</u> 4 (省 略) (資料の公開) 第 22 条 外国投資信託証券を顧客に販売した協会員は、<u>前条第3項に規定する決算報告書その他の書類</u>(以下「<u>決算報告書等</u>」という。)を顧客に送付しなければならない。ただし、外国投資信託証券の発行者が決算報告書等を顧客に送付した場合又は当該外国投資信託証券の代行協会員若しくは当該外国投資信託証券を顧客に販売した他の協会員が<u>運用報告書</u>を第 32 条第 1 項に規定する方法により顧客に提供した場合は、この限りでない。 2・3 (省 略) (電磁的方法による書面の交付等) 第 32 条 (同 左)

改 正 案	現 行
用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなす。 1～4 （ 現行どおり ） 5 第21条第3項に規定する代行業務に係る外国投資信託証券の<u>決算報告書等（運用報告書等を除く。）</u> 6 第22条第1項に規定する外国投資信託証券の<u>決算報告書等（運用報告書等を除く。）</u> 7 （ 現行どおり ） （ 削 る ） 付 則 この改正は、平成 29 年 12 月 29 日から施行する。	1～4 （ 省 略 ） 5 第21条第3項に規定する代行業務に係る外国投資信託証券の<u>決算報告書その他の書類</u> 6 第22条第1項に規定する外国投資信託証券の<u>決算報告書その他の書類</u> 7 （ 省 略 ） <u>8 第30条に規定する特例資料等</u>